

第72回 定時株主総会 招集ご通知

日時

令和4年6月29日（水曜日）
午前10時

場所

札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社
本社 8階会議室

新型コロナウイルスの対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.kitakoudensha.co.jp>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

※一昨年より株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

● 決議事項

- 第1号議案 第72期（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）計算書類承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

目次

第72回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
計算書類	16
監査報告書	35
株主総会参考書類	40

【添付書類】

事業報告

(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

オミクロン変異株の感染急拡大による外出行動の抑制等から世界経済の拡大ペースは鈍化しましたが、ワクチン接種等により新型コロナウイルスとの共生が進む中で、財政・金融政策による景気押し上げ効果が段階的に剥落し、消費や投資を柱とする自律的な回復へシフトしていくことが予想されます。

日本経済におきましても、新型コロナウイルスの感染がピークアウトすれば、経済の正常化に伴う雇用・所得環境の改善に加え、コロナ危機下で積み上がった過剰貯蓄が消費に回ることから、令和4年半ばにかけて高めの伸びとなることが予想されます。

北海道経済におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により厳しい状況にあり、公共工事や民間設備投資の増加、生産活動や個人消費に持ち直しの動きがみられるものの、観光や住宅建設、雇用情勢に弱い動きがみられるなど依然として不透明感が強く、新型コロナウイルス感染拡大の影響、国際経済の動向等を十分注視する必要があります。

このような状況の中、当社は、大型太陽光設備等の大口案件の売上計上額の増加により、売上高は167億64百万円で前年比66.9%の増収となりました。

しかしながら、売上高は増加したものの、損益につきましては、太陽光案件における土木工事費用等の工事原価総額が増加したこと等に伴う高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の完成工事総損失30億66百万円の計上等により経常損失は25億88百万円で前年比17億72百万円の減益、当期純損失は27億87百万円で前年比4億82百万円の増益となりました。

以上のような状況をうけまして、当事業年度におきましては、財務体質及び内部留保の改善、事業展開の充実を図るために、誠に遺憾ながら配当を見送らせていただくことといたします。

部門別の状況は次のとおりであります。

【屋内配線工事】

大型太陽光発電設備等の大口案件の売上高増加により、売上高は114億61百万円となり、前年比59億69百万円（108.7%）の増収となりました。

【電力関連工事】

地中送配電工事及び発電所工事の増加により、売上高は38億47百万円となり、前年比5億96百万円（18.4%）の増収となりました。

【FA住宅環境設備機器】

F A機器物件の減少により、売上高は10億16百万円となり、前年比71百万円（6.5%）の減収となりました。

【産業設備機器】

設備機器物件の増加により、売上高は4億37百万円となり、前年比2億26百万円（107.1%）の増収となりました。

当社は、令和3年8月17日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」及び令和3年10月15日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、太陽光発電所建設工事において土木工事費用等の一部の費用が適時に実行予算の工事原価総額に反映されていなかったこと、その他の一部の案件において不適切な原価計上が行われていたとする調査報告書を受領いたしました。

特別調査委員会の調査報告から、実行予算の未反映は、工事原価総額の見積り誤りによるものであり、その主たる要因は、当社が過去に経験したことのない管理の難易度の高い工事に対して将来の工事原価増加要因となる情報を網羅的に把握して実行予算を見直す体制が整備されていなかったこと、経営者の指示を受けた管理部門がリスクに応じた管理を実行できず経営者による適切な検討が行われなかったこと、情報を把握しても適時に部署内で共有して実行予算を見直す体制に欠けていたことに加えて、一部の取締役が把握した情報を他の取締役または関連する部署に対して適時に共有しなかったこと、また、不適切な原価計上に関しては、個別案件の赤字回避等の動機から案件間で原価を付替える行為がありそれを牽制する機能が欠如していたことと認識しております。

これらは、工事案件における実行予算を適時かつ適切に見直す業務プロセスの整備、取締役や執行役員の間で、または事業本部内において情報を積極的に共有する意識、当該工事案件に対する管理部門等におけるモニタリングに関連する内部統制に不備が生じていたこと、また、ルールを守る意識の欠如と教育の不徹底等に起因するものと考えております。

当社は本事案を受け、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、本事案の再発防止策を決定し実行しております。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、あらためて深くお詫び申し上げます。

当社では、再発防止策を着実に実行し、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

部 門		前期 (第71期)		当期 (第72期)	
		売上高	構成比	売上高	構成比
		千円	%	千円	%
工 事 部 門	屋 内 配 線 工 事	5,492,676	54.7	11,461,831	68.4
	電 力 関 連 工 事	3,250,996	32.4	3,847,946	23.0
	小 計	8,743,672	87.1	15,309,778	91.3
商 品 販 売 部 門	FA 住 宅 環 境 設 備 機 器	1,087,921	10.8	1,016,870	6.1
	産 業 設 備 機 器	211,220	2.1	437,528	2.6
	小 計	1,299,142	12.9	1,454,399	8.7
合 計		10,042,814	100.0	16,764,177	100.0

- (注) 1. 部門別の金額は千円未満を切り捨てし、合計値は全てを集計の後、千円未満を切り捨てております。
2. 前期 (第71期) の数値は、過年度決算訂正後の数値を記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当期における重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、所要資金として、金融機関より短期借入金として3,700,000千円の調達を実施致しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第69期	第70期	第71期	第72期
		平成30年4月から 平成31年3月まで	平成31年4月から 令和2年3月まで	令和2年4月から 令和3年3月まで	令和3年4月から 令和4年3月まで
受 注 高 (百万円)		14,437	13,118	19,737	10,404
売 上 高 (百万円)		13,264	15,565	10,042	16,764
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)		356	500	△816	△2,588
当期純利益及び当期純損失(△) (百万円)		156	326	△3,270	△2,787
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)		247.45	518.29	△5,184.59	△4,419.92
純 資 産 (百万円)		6,204	6,413	3,109	208
総 資 産 (百万円)		9,402	10,006	10,412	9,186

(注) 第71期の数値は、過年度決算訂正後の数値を記載しております。

(9) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染第6波の収束とワクチン接種の普及により、景気は回復基調に復帰することが見込まれます。しかしながら、ウクライナ情勢の緊迫化による原油価格の高騰を受けて、エネルギー価格の上昇や原材料コストの増加、資源価格高により米ドルへの需要が高まったことが円安・ドル高を促すなど、内外ともに当社を取り巻く経営環境は、従来にも増して厳しく不確実な状況にあります。

当社はこのような状況に対処するため、引き続き以下の項目について従来以上の強化・徹底に努めてまいります。

- ①働き方改革の推進
- ②適正な受注量と利益率の向上
- ③現場教育体制強化による若手技術者の早期育成
- ④コンプライアンスと安全確保への取り組みの徹底
- ⑤コア事業の維持推進と成長戦略の推進・実行
- ⑥パートナー企業との関係強化による施工体制の強化

また、当社は「事業の経過及び成果」に記載のとおり、太陽光発電所建設工事及びその他の一部の案件において不適切な会計処理の疑義が生じ、特別調査委員会の設置及び調査が行われた結果、過年度有価証券報告書等の一部訂正を行うこととなりました。当社は、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、本事案の再発防止策について検討を重ね、以下の再発防止策を取締役会で決定し、施策の実行を開始しております。

①大型案件等重要案件の管理強化

- ・現場代理人の補助者の設置、管理職の現地へのより頻度の高い視察、工事部長による下請業者との協議等、現場代理人への適切なサポートとフォローが可能な体制、当該案件を担う事業部だけでなく会社全体でサポートを行う体制を構築する。
- ・大型案件等重要案件に関する、より水準の高い管理体制について定めた規程の整備と厳格な運用を行う。

②実行予算変更に関する仕組みの整備と教育

- ・実行予算の変更漏れを防止するための規程を整備する。
- ・実行予算の変更漏れを発見するために内部牽制の仕組みを整備する。
- ・一定期間にわたり収益を認識する工事における実行予算変更の与える影響及び具体的な見積りの考え方について会計上の理解を深めるための講習会を実施する。

③管理部門及び取締役会によるリスク管理・モニタリングの強化

- ・管理部門が実行予算の管理について主体的に関与し、特に大型案件等重要案件に関しては、現場の状況を直接的に把握する。また、事業部門に定期的なヒアリングを実施する等のより深化した管理体制を構築する。
- ・工事原価の計上に関しては、予算の厳しい案件に関して工事原価の正当性をチェックする役割を管理部門が担う仕組みを構築する。
- ・内部監査部門の監査項目の充実を図る。大型案件等重要案件のフォロー体制、工事原価の正当性に関しての監査を充実させる。
- ・取締役会においては、監督機能を適切に発揮すべく大型案件等重要案件について、受注後も確実にフォローを実施する。問題の有無に関わらず案件の進捗確認の継続的なヒアリング等によりモニタリングを強化する。
- ・取締役会や経営会議において、各役員による業務執行状況の報告を義務化し、各役員間の情報共有を強化する。

④契約に依拠したリスク管理

- ・重要案件に関連する契約については、弁護士等の専門家によるチェックを受けることを規程化する。
- ・元請業者との契約内容も踏まえて、下請業者との契約書の内容を確定する。契約履行中において実施内容が変更になった場合の元請業者・下請業者との適切な交渉を可能にするための契約をすることによって、備えの充実を図る。

⑤意識改革と責任の明確化

- ・各階層の役割と責任を規程において明確化する。大型案件等重要案件の主管部門を明確にし、関連部門も含めそれぞれの階層が業務を安易に他人任せにせず、主体的に関与をしていく意識を醸成すべく各部内会議等での教育を実施する。
- ・工事原価付替は決して行ってはならないとの強いトップメッセージを発信した上で、工事案件がたとえ赤字であっても原価の付替を絶対にやってはいけないとの教育を徹底して行うと共に、管理・監督者に対し工事原価付替を含むコンプライアンスと会計上のルールに関する部下への指導について定期的に確認を実施する。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、改めて深くお詫び申し上げます。当社では、再発防止策に最優先で取り組み、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

部 門		主 要 製 品 ・ 事 業 内 容
工 事 部 門	屋 内 配 線 工 事	ビル・建築物の電気設備工事、上下水道・各種産業機械プラントの設備工事、太陽光発電設備工事
	電 力 関 連 工 事	送電線工事、地中送電線・地中配電線・地中通信線工事、 発・変電所の電気設備工事、建築物の空調自動制御システム工事、 情報通信ケーブル工事
商 品 販 売 部 門	FA住宅環境設備機器	標準機器製品、冷暖房設備、太陽光発電設備、ヒートポンプ、ビル電源機器、電子機器等販売
	産 業 設 備 機 器	電力設備機器、発電機車、情報通信システム、電線類及び管路材料等販売

(12) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
支 社	函館（函館市）、旭川（旭川市）、東京（東京都台東区）、 釧路（釧路市）、帯広（帯広市）、苫小牧（苫小牧市）

(13) 従業員の状況

従 業 員 数		前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 子	194名	8名増	44.3歳	16.5年
女 子	33名	2名増	43.0歳	11.6年
合 計 又 は 平 均	227名	10名増	44.1歳	15.8年

(注) 上記には、嘱託社員22名を含みますが、使用人兼務取締役1名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社北洋銀行	3,700,000千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

【継続企業の前提に関する重要事象等】

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、当事業年度において、営業損失2,741,628千円、経常損失2,588,925千円、当期純損失2,787,443千円を計上し、借入金残高が3,700,000千円に増加いたしました。なお、当該借入金3,700,000千円の期日は、令和4年7月末となっております。当該損失計上及び借入金増加により、当社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められます。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を実行し収益力の改善及び長期資金の確保に努めてまいり所存であります。

① 収益力の改善

当事業年度の損失計上の原因は、特定の太陽光発電所建設工事に関わる案件の工事コストの増加であり、当該案件を除く他案件の収益性は引き続き維持していることから、当該案件のコスト増を抑制しつつ他案件で確実に利益を確保することにより業績の回復を図ります。加えて、顧客・株主を含めた関係者・取引先との連携を深め、そこから創出される新たな売上上の拡大と利益の上積みによって更なる改善に向けて既存事業の強化を図り、営業利益率5%台の確保と再生可能エネルギー事業の拡大と新たな営業地域の拡大を目指してまいります。

② 長期資金の確保

取引金融機関に対し適時に当社の経営状況及び財政状態を報告し、ご理解を得ることによって良好な関係を維持し、令和4年7月末に期日を迎える3,700,000千円も含めた資金調達による長期資金の確保に引き続き努めてまいります。また、財政状態の改善を企図して、連携強化を前提とした顧客・株主を含めた関係者との資本関係の増強、資金繰りへの協力、事業連携等の可能性を検討していくこととしており、その進捗が取引金融機関による融資の判断にも影響することから、関係者に支援の要請を申し入れる等、協議を進めております。

しかしながら、上記対応策は実施途上であり、関係者との合意が得られておらず取引金融機関の融資の判断も確定していないため、現時点においては継続企業の前提に関する不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,280,000株
(2) 発行済株式の総数 650,000株
(3) 株主数 1,155名 (前期末比105名増)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	173,600 ^株	27.52 [%]
Black Clover Limited	37,400	5.93
北弘電社従業員持株会	24,190	3.83
株式会社北洋銀行	14,500	2.29
株式会社北海道銀行	12,000	1.90
株式会社月寒製作所	9,900	1.56
明治安田生命保険相互会社	9,000	1.42
株式会社菱弘電設	8,000	1.26
能美防災株式会社	7,160	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社弘電社口)	7,000	1.10

(注) 当社は自己株式19,345株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（令和4年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	脇 田 智 明	
代表取締役常務	渡 邊 純	管理統括室長
取 締 役	馬 淵 直 樹	電力統括兼経営戦略室副室長
取 締 役	宮 木 一 郎	三菱電機株式会社 北海道支社長
取 締 役	廣 部 眞 行	弁護士 イオン北海道株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	樋 口 博 之	
監 査 役	桶 谷 治	弁護士
監 査 役	西 村 盛	三菱電機株式会社 関係会社部 経営企画担当部長

- (注) 1. 取締役 宮木一郎、廣部眞行の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 樋口博之、桶谷 治、西村 盛の3氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 廣部眞行氏、監査役 桶谷 治氏は、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当事業年度中の取締役の異動
 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
 (氏 名) (退任時の地位及び担当及び重要な兼職の状況) (退任年月日)
 稲 村 尊 史 常務取締役 全社技術統括 令和3年6月24日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 取締役の報酬等の額又はその決定方法に関する方針

当社は、取締役の報酬等の決定に関する方針を企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう定めており、その内容は基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金で構成しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の報酬等の算定方法（割合の決定を含む）に関する方針

取締役の基本報酬は、当社の事業規模や役職に応じた報酬水準、社員賃金とのバランス及び役職毎の業績への貢献度を勘案し決定しております。

取締役の業績連動報酬は、会社業績（税引後利益等）並びに各取締役の業績への貢献度を勘案し、基本報酬の15%を目安に決定し、通常の業績連動報酬で反映しきれない顕著な業績があった場合は更に基本報酬の10%以内を限度に加算できることとしております。

取締役の退職慰労金は、「役員退任慰労金規程」に基づき、基本報酬、在任期間、業績への貢献度を勘案して決定しております。

ハ. 取締役の報酬等の支給時期又は条件に関する方針

取締役の報酬等は、年間額を12等分し、毎月の報酬として支給しております。

二. 取締役の報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 脇田智明に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	54 (3)	54 (3)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	10 (10)	10 (10)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 上記のうち、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれておりません。
2. 上記のうち、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額9,600千円が含まれております。
3. 上記のほか、令和3年6月24日開催の第71回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し、22,400千円の退職慰労金を支給しております。
なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
4. 取締役及び監査役の金銭報酬の額は、平成8年6月28日開催の第46回定時株主総会において、取締役は年額1億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役は年額3千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は2名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- ・取締役 宮木一郎氏は、三菱電機株式会社北海道支社長であります。当社は、三菱電機株式会社の持分法適用会社であります。
 - ・取締役 廣部眞行氏は、イオン北海道株式会社の社外取締役であります。イオン北海道株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役 西村 盛氏は、三菱電機株式会社の関係会社部経営企画担当部長であります。当社は三菱電機株式会社の持分法適用会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮木 一郎	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席いたしました。 三菱電機株式会社北海道支社長としての豊富な経験・実績に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業経営、経営戦略について専門性と知見を活かした監督、助言等を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外取締役	廣部 眞行	当期開催の取締役会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識や他社での社外取締役の経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に弁護士としての専門的な立場から役員報酬の決定方針や内部通報制度をはじめとするコンプライアンス対応について監督、助言等を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役	樋口 博之	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当期開催の監査役会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	桶谷 治	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当期開催の監査役会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	西村 盛	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当期開催の監査役会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき報酬等の額 134,660千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 134,660千円

- (注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 上記金額には、当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬等97,000千円を含んでおります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「特別調査委員会」より受領した調査報告書の内容を受け原因分析を行ったところ、業務の適正を確保するための体制の一部に不備が認められ、再発防止策を策定し改善に努めてまいりました。

経営環境及び現状を踏まえ、業務の適正を確保するための体制の整備の観点から、取締役会における決議の内容やリスク管理の運用方法等の見直しを行いました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の基本方針である「企業理念」「行動規範」のもと、取締役及び使用人が法令・定款及び社会倫理を遵守するため、「コンプライアンス規程」により、運営管理強化を行う。
- ② コンプライアンス規程に則って設置した「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンス上の重要な問題等を審議し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
- ③ 当社は、内部通報規程を制定し、当社における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者が不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間、保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、取締役は、業務の執行状況を定期的又は必要に応じて適宜報告する。
- ② 受注検討会を経て受注候補となった「大型案件」及び「特殊案件」に関しては、執行役員以上が出席する経営会議にて受注活動の有無を検討し、活動対象とした場合には、更に取締役会にて受注可否の判断を行う。受注後は、案件毎に全社的なプロジェクトを設置し、リスクの適正な管理及び業務の円滑な運営を図るため「大型案件等の管理に関する管理規程」を定め、規程に従ったリスク管理体制を構築している。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、取締役は、業務の執行状況を定期的又は必要に応じて適宜報告する。
- ② 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令、定款に定める事項及びその他業務執行に重要な事項を決議し、また、取締役及び執行役員の業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及び子会社から成る企業集団がないため、該当事項なし。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置ませんが、監査役が要請を行った場合には、内部監査部門所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当該使用人は当社の就業規則に従うが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動・処遇（人事評価を含む）等の人事事項については監査役と事前協議の上、実施するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に対し報告を行うものとする。
- ② 当社は、監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて会計監査人から会計監査の内容、内部監査部門から業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図るものとする。
- ② 監査役は、必要に応じ、弁護士等の外部専門家に助言等を求めることができ、その費用は会社が負担するものとする。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役が出席の上、取締役会を12回開催いたしました。また、監査役会は10回、経営会議は12回、コンプライアンス委員会は2回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換を行い、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務監査及び内部統制監査を実施いたしました。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制として、「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定め、それを基に総務部を事務局とする推進体制を構築し、反社会的勢力からの接触及び不当要求に対して迅速に対応できる体制を整備して反社会的勢力との絶縁を実践しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,794,084	流 動 負 債	8,319,090
現金預金	1,472,484	支払手形	537,599
受取手形・完成工事未収入金等	5,229,395	工事未掛払	1,103,579
商品	87,474	買掛金	1,416,431
未成工事支出金	35,764	短期借入金	3,700,000
材料貯蔵品	386,051	リース債	21,051
前渡金	79,750	未払払費	298,600
前払費用	26,131	未払法人税等	16,818
立替金	133,629	未成工事受入金	8,054
その他の金	345,903	前受入金	9,843
貸倒引当金	△2,500	預り金	39,877
固 定 資 産	1,392,062	賞与引当金	24,047
有 形 固 定 資 産	820,491	工事損失引当金	96,797
建物	422,527	工事補償損失引当金	949,359
構築物	10,274	工事補償損失引当金	97,029
機械及び装置	25,246	固定負債	658,921
車両運搬具	0	リース債	38,638
工具、器具及び備品	23,861	繰延税金負債	11,570
土地	335,788	長期預り保証金	9,788
リース資産	2,793	退職給付引当金	590,924
無 形 固 定 資 産	75,640	役員退職慰労引当金	8,000
ソフトウェア	25,520	負 債 合 計	8,978,011
リース資産	50,017	純 資 産 の 部	
電話加入権	102	株主資本	185,780
投 資 そ の 他 の 資 産	495,931	資本剰余金	840,687
投資有価証券	326,955	資本準備金	687,108
関係会社株式	16,920	その他の資本剰余金	687,087
その他の関係会社有価証券	8,000	利益剰余金	21
出資金	2,547	利益準備金	△1,311,878
従業員長期貸付金	910	その他の利益剰余金	77,935
破産更生債権等	31,783	別途積立金	△1,389,814
長期前払費用	118	繰越利益剰余金	2,371,262
会員の権等	9,728	繰越利益剰余金	△3,761,076
その他の金	130,751	自 己 株 式	△30,136
貸倒引当金	△31,783	評価・換算差額等	22,355
資 産 合 計	9,186,147	その他有価証券評価差額金	22,355
		純 資 産 合 計	208,135
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,186,147

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額	
売 上 高	15,309,778	16,764,177	
完成工事高 商品売上高	1,454,399		
売上原価	17,239,492	18,408,364	
完成工事原価 商品売上原価	1,168,872		
売上総損失	1,929,713	1,644,186	
完成工事総損 商品売上総利	285,526		
販売費及び一般管理費		1,097,441	
営業外損益		2,741,628	
受取利息	1,597	160,396	
受取配当金	97,483		
受取賃貸料	4,293		
保険解約返戻金	1,177		
役員退職慰労引当金戻入額	42,400		
雑収入	13,445		
営業外費用	7,693		
支払利息	0		
経常損失			2,588,925
特別利益			165,463
工事補償損失引当金戻入額	148,977		
固定資産売却益	16,485		
特別損失		335,671	
過年度決算訂正関連費用	316,391		
減損	19,280		
税引前当期純損失		2,759,134	
法人税、住民税及び事業税	29,521	28,309	
法人税等調整額	△1,211		
当期純損失		2,787,443	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	840,687	687,087	21	687,108	77,935	2,371,262	261,534	2,710,732
誤謬の訂正による累積的影響額							△1,143,811	△1,143,811
会計方針の変更による累積的影響額							3,242	3,242
遡及処理後当期首残高	840,687	687,087	21	687,108	77,935	2,371,262	△879,034	1,570,163
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△94,598	△94,598
当期純損失(△)							△2,787,443	△2,787,443
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△2,882,042	△2,882,042
当 期 末 残 高	840,687	687,087	21	687,108	77,935	2,371,262	△3,761,076	△1,311,878

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△30,136	4,208,391	45,323	45,323	4,253,714
誤謬の訂正による累積的影響額		△1,143,811			△1,143,811
会計方針の変更による累積的影響額		3,242			3,242
遡及処理後当期首残高	△30,136	3,067,822	45,323	45,323	3,113,145
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△94,598			△94,598
当期純損失(△)		△2,787,443			△2,787,443
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△22,967	△22,967	△22,967
当期変動額合計	-	△2,882,042	△22,967	△22,967	△2,905,010
当 期 末 残 高	△30,136	185,780	22,355	22,355	208,135

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当社ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、当事業年度において営業損失2,741,628千円、経常損失2,588,925千円、当期純損失2,787,443千円を計上し、借入金残高が3,700,000千円に増加いたしました。なお、当該借入金3,700,000千円の期日は、令和4年7月末となっております。当該損失計上及び借入金増加により、当社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認められます。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応策を実行し収益力の改善及び長期資金の確保に努めてまいり所存であります。

(1) 収益力の改善

当事業年度の損失計上の原因は、特定の太陽光発電所建設工事に関わる案件の工事コストの増加であり、当該案件を除く他案件の収益性は引き続き維持していることから、当該案件のコスト増を抑制しつつ他案件で確実に利益を確保することにより業績の回復を図ります。加えて、顧客・株主を含めた関係者・取引先との連携を深め、そこから創出される新たな売上の拡大と利益の上積みによって更なる改善に向けて既存事業の強化を図り、営業利益率5%台の確保と再生可能エネルギー事業の拡大と新たな営業地域の拡大を目指してまいります。

(2) 長期資金の確保

取引金融機関に対し適時に当社の経営状況及び財政状態を報告し、ご理解を得ることによって良好な関係を維持し、令和4年7月末に期日を迎える3,700,000千円も含めた資金調達による長期資金の確保に引き続き努めてまいります。また、財政状態の改善を企図して、連携強化を前提とした顧客・株主を含めた関係者との資本関係の増強、資金繰りへの協力、事業連携等の可能性を検討していくこととしており、その進捗が取引金融機関による融資の判断にも影響することから、関係者に支援の要請を申し入れる等、協議を進めております。

しかしながら、上記対応策は実施途上であり、関係者との合意が得られておらず取引金融機関の融資の判断も確定していないため、現時点においては継続企業の前提に関する不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する不確実性の影響を計算書類等に反映しておりません。

3. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
 - イ. 市場価格のない株式等以外のもの
 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）
 - ロ. 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ② その他の関係会社有価証券
 移動平均法に基づく原価法
- ① 未成工事支出金
 個別法による原価法
- ② 商 品
 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ③ 材料貯蔵品
 個別法による原価法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物及び構築物 3年～50年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に基づく簡便法により、自己都合の期末要支給額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の工事損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生見込額を計上しております。
- ⑥ 工事補償損失引当金
小形風力発電機の取扱い終了に伴い、今後発生が予想される発電事業者への補償額について、当事業年度末において見込まれる将来の損失発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

工事契約に係る収益は、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しています。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

工事代金の対価は、引き渡し後概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りにおいて、現在進行中の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事におきまして、天候悪化、軟弱地盤対策、地中障害対策等で土木工事の遅延が発生しており、令和4年5月の竣工予定日に工事が完了しない見込みとなりました。このため、工事請負契約に基づく補償見込額を工事収益総額から減額し、進捗度を見積もっていません。

商品売上に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時に収益を認識しております。

当社が代理人として関与したと判定される商品売上について、総額で収益認識する方法によっておりましたが、純額で収益認識する方法に変更しております。

商品の対価は引渡後概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれていません。

4. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

加えて、当社が代理人として関与したと判定される商品売上について、総額で収益認識する方法によっておりましたが、純額で収益認識する方法に変更しております。

また、現在進行中の高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事におきまして、天候悪化、軟弱地盤対策、地中障害対策等で土木工事の遅延が発生しており、令和4年5月の竣工予定日に工事が完了しない見込みとなりました。このため、工事請負契約に基づく補償見込額を工事収益総額から減額し、進捗度を見積もっています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が1,135,415千円、売上原価が686,393千円それぞれ減少、営業損失及び経常損失が449,021千円それぞれ増加し、特別損失が452,522千円、税引前当期純損失が3,500千円それぞれ減少しております。また、利益剰余金の期首残高は、3,242千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度まで「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」「完成工事未収入金」は、当事業年度より「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事における収益認識及び工事損失引当金

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金	838,862千円
完成工事高	4,019,624千円
工事損失引当金繰入額	418,913千円
完成工事総損失	3,066,742千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 計算書類に計上した金額の算出方法

高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事の完成工事高は、収益及び費用の計上基準に記載のとおり、工事収益総額、工事原価総額及び発生した工事原価により履行義務の充足に係る工事進捗度を見積り、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、工事損失引当金は、工事原価総額等が工事収益総額を超過すると見込まれる額のうち、既に計上された工事損益の額を控除した残額を同引当金として計上し、同引当金期首残高との差額を工事損失引当金繰入額として計上しております。

なお、誤謬の訂正に関する注記に記載のとおり、当事業年度において、前事業年度末の工事原価総額の誤謬を訂正しております。

② 計算書類上に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事進捗度は、主として工事原価総額の変化によって重要な影響を受けております。工事原価総額の見積りにおける主要な仮定は、土木工事費用等を含む外注費と判断しております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

外注費は、気象条件や地理的要因、地中障害、工事従事者の不足等により変動し、不確実性を伴います。外注費が変化した場合、工事原価総額が増減し、工事進捗度の変化を通じて完成工事高に影響します。また、同様に工事損失引当金にも影響があります。

このように、外注費に伴う不確実性により、翌事業年度の収益認識及び工事損失引当金に重要な影響を与える可能性があります。

6. 誤謬の訂正に関する注記

当社は、高山ソーラーヒルズ太陽光発電所建設工事（以下、高山工事）について、令和3年7月に工事原価総額の見積りを見直したところ、過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、令和3年8月に特別調査委員会を設置して調査を実施いたしました。当社は令和3年10月に特別調査委員会から調査報告書を受領し、当該工事に関する一部の土木工事費用等を見積りを適時に工事原価総額に反映していなかったことなどが明らかになり、他の工事も含め前事業年度末の工事原価総額の見積りに誤りがあることが判明したことから、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。

この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が1,143,811千円減少しております。

具体的には、高山工事に対する誤謬の訂正については、上記調査中に明らかになった外注先からの見積りのうち当事業年度に反映させたものを除き、前事業年度末の工事原価総額に反映いたしました。この結果、前事業年度末の工事損失引当金を増額し、同額の利益剰余金の期首残高を減額しております。また、当該誤謬の訂正に伴い、高山工事については成果の確実性の事後的な喪失が生じたものと判断し、前事業年度の第3四半期会計期間から前事業年度末までの期間に対して、工事完成基準を適用して前事業年度の完成工事高及び完成工事原価を各々減額し、対応する利益剰余金の期首残高を減額しております。

なお、会計方針の変更に関する注記に記載のとおり、当事業年度は「収益認識に関する会計基準」を期首から適用し、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形裏書譲渡高	69,589千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,651,472千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	12,541千円
短期金銭債務	462,490千円
(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
建物	399,913千円
土地	335,788千円
有価証券	136,135千円
計	871,837千円
上記担保資産に対する債務はありません。	

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	179,699千円
減損損失	106,077千円
賞与引当金	29,435千円
役員退職慰労引当金	2,432千円
未払事業税	550千円
投資有価証券評価損	6,156千円
一括償却資産	3,153千円
工事損失引当金	288,700千円
工事補償損失引当金	29,251千円
貸倒引当金	10,425千円
繰越欠損金	938,391千円
その他	7,650千円
繰延税金資産小計	1,601,927千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△938,391千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△663,535千円
評価性引当額小計	△1,601,927千円
繰延税金資産合計	－千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△11,364千円
その他	△205千円
繰延税金負債合計	△11,570千円
繰延税金負債の純額	△11,570千円

11. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金不足が生じた場合は銀行からの借入により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理の規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び出資金等は、次表には含めておりません（注）参照。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形、工事未払金、買掛金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	298,202	298,202	—

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	45,672
その他の関係会社有価証券	8,000
出資金	2,547

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	197,612	—	—	197,612
社債	—	100,590	—	100,590

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

12. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度並びに退職一時金制度を設けております。(簡便法)

(2) 退職給付債務に関する事項 (令和4年3月31日)

退職一時金

退職給付債務 590,924千円

(退職給付引当金)

(3) 退職給付費用に関する事項

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

イ. 退職一時金に係る退職給付費用 (簡便法) 58,085千円

ロ. 確定拠出年金への掛金支払額 22,270千円

退職給付費用計 80,355千円

13. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に対する投資の金額	8,000千円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	54,330千円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	22,997千円

14. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
その他の 関係会社	三菱電機株式会社 (東京都千代田区)	175,820,770	電気機械器具 製造販売	被所有 直接 27.67%	転籍3名 同社従業員 兼任2名	電気設備工事の受注並 びに商品の仕入 (販売代理店・特約店)
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	商品の売上	4,386		売掛金		658
	商品の仕入 (外注費を含む)	1,070,335		買掛金		461,130
	受取手数料 (商品売上原価)	62,756		その他流動資産		3,676
	運賃保管料他	15,890		未払金		1,359

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。
- (2) 商品の仕入(仕入割戻を含む)及び販売、電気工事材料他の仕入は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。
- (3) 受取手数料及び運賃保管料他は、他の代理店と同様に、同社の定める料率によっております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
その他の 関係会社 の子会社	三菱電機住環境シ ステムズ株式会社 (東京都台東区)	2,627,000	照明電材住宅 設備機械販売	なし	なし	商品の販売並びに 商品の仕入
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	商品の売上	471		売掛金		122
	商品の仕入	7		—		—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

商品の仕入（仕入割戻を含む）及び販売は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。

(3) 関係会社

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	とがちソーラーフ ーム合同会社 (札幌市中央区)	15,000	電気設備工事	所有 直接 33.33%	なし	電気設備工事の受注並 びに保守点検
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	保守点検	24,374		売掛金		8,207

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

保守点検の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	大樹ソーラーファーム合同会社 (札幌市中央区)	9,000	電気設備工事	所有 直接 33.33%	なし	電気設備工事の受注並びに保守点検
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	保守点検	10,137		—		—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

保守点検の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	合同会社フォーエバーエナジー (札幌市中央区)	4,000	電気設備工事	所有 直接 25.00%	なし	小形風力発電機取扱い終了に伴う補償
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業外取引	支払補償金	149,387		工事補償損失引当金		33,398
	工事補償損失引当金戻入	29,728		—		—

(注) 上記取引金額には消費税等を含んでおりません。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

小形風力発電機の取扱い終了に伴う支払補償費は、協議の上で、補償に関する合意書を締結し、決定しております。

15. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社の官民別、収益認識の時期別の収益の分解と主たる工事と商品販売との関連は次のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				
	屋内配線工事	電力関連工事	F A住宅環境設備機器	産業設備機器	計
官民別					
官公庁	1,816,783	3,467	410	11,510	1,832,170
民間	9,645,048	3,844,479	1,016,460	426,018	14,932,007
計	11,461,831	3,847,946	1,016,870	437,528	16,764,177
収益認識の時期					
一時点で移転される財	854,853	567,682	1,004,992	437,528	2,865,057
一定期間にわたり移転されるサービス	10,606,978	3,280,264	11,877	－	13,899,120
計	11,461,831	3,847,946	1,016,870	437,528	16,764,177

(2) 収益を理解するために基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から計上された債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、貸借対照表上、債権及び契約資産を「受取手形・完成工事未収入金等」に、契約負債は「未成工事受入金」及び「前受金」に含めております。

また、当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は1,661,023千円であります。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,816,051
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	3,533,212
契約資産 (期首残高)	1,554,946
契約資産 (期末残高)	1,696,182
契約負債 (期首残高)	1,668,966
契約負債 (期末残高)	49,659

② 残存履行義務に配分した取引価格

当年度末現在における残存履行義務に配分された取引価格の総額は9,252,563千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足に連れて主に1年～3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

16. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	330円03銭
1株当たり当期純損失	4,419円92銭

17. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月3日

株式会社 北 弘 電 社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人 札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 柴本岳志
業務執行社員

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北弘電社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

誤謬の訂正に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度において、前事業年度末における高山ソーラーヒルズ太陽光発電所工事に係る工事原価総額の見積りの誤謬を訂正した。当該工事に係る誤謬の訂正による前事業年度末の工事損失引当金への影響額は、他の訂正による影響額も含めて、株主資本等変動計算書における利益剰余金の期首残高の誤謬の訂正による累積的影響額1,143,811千円に計上している。また、前事業年度末の工事原価総額の訂正は、損益計算書の完成工事高15,309,778千円及び工事損失引当金繰入額529,411千円に影響している。当監査法人は、会社が当該工事に関する誤謬を訂正する際、外注先からの見積りの一部を前事業年度の工事原価総額に反映させなかったことについて、その判断の根拠を入手することができなかったため、訂正後の工事原価総額について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、計算書類等における利益剰余金の期首残高、完成工事高、工事損失引当金繰入額及びこれらに関連する勘定科目に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は、利益剰余金の期首残高、完成工事高、工事損失引当金繰入額等には重要な影響を及ぼすが、他の勘定科目に影響は及ぼさないことから、影響は限定的である。したがって、計算書類等に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、ビジネス統括本部内線統括部の太陽光発電所建設工事の工事コストの大幅な増加などにより、当事業年度において、営業損失2,741,628千円、経常損失2,588,925千円、当期純損失2,787,443千円を計上し、借入金残高が3,700,000千円に増加した。なお、当該借入金3,700,000千円の期日は、令和4年7月末である。当該損失計上及び借入金増加により、会社の資金繰り計画に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「限定付適正意見の根拠」に記載したとおり、当事業年度の計算書類等に影響を及ぼしている前事業年度末の訂正後の工事原価総額について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事象については認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、継続的に改善が図られているものと認めます。

なお、事業報告に記載されていますとおり、当社は太陽光発電所建設工事に係る案件において原価総額の見直しととも損失の発生が見込まれる事態が発生したことを受け、特別調査委員会を設置し、調査が行われました。当社は、特別調査委員会の調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、再発防止策について検討を重ね、取締役会において大型案件等重要案件の管理強化、実行予算変更に関する仕組みの整備と教育、管理部門及び取締役会によるリスク管理・モニタリングの強化など再発防止策を決定いたしました。当監査役会としましては、当該再発防止策が当社において確実に実行されていると認識しており、継続して監視し、検証して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社には「継続企業の前提」に注記がついております。

令和4年6月6日

株式会社 北 弘 電 社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	樋 口 博 之 ㊞
監査役 (社外監査役)	桶 谷 治 ㊞
監査役 (社外監査役)	西 村 盛 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第72期（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）計算書類承認の件

当社は第72期において、前期の工事原価総額の見積り及び関連する勘定科目に疑義が生じたため、特別調査委員会を設置して調査いたしました。

この結果、令和3年10月15日に特別調査委員会から、調査報告書を受領し前期の工事売上高、工事損失引当金等を訂正することいたしました。第72期計算書類においては、当該訂正を反映させて作成しております。

しかしながら、当社は訂正に関連した前期末時点における工事原価総額の見積りの裏付けとして必要な記録や文章を会計監査人に提示することができず、会計監査人は第72期計算書類に対して、除外事項を付した限定付適正意見を表明しております。

このため会社法第438条第2項の規定に基づき、当社第72期（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）計算書類のご承認をお願いするものであります。

本議案の内容につきましては、添付書類16頁から34頁までに記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が令和4年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 本社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、令和5年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役5名（全員）の任期が満了いたします。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	ま ぶち なお き 馬 淵 直 樹 (昭和38年4月7日)	昭和61年4月 北海道電力株式会社入社 平成21年4月 同社札幌統括電力センター砂川電力センター所長 平成26年4月 同社工務部送電グループリーダー 平成29年4月 同社苫小牧統括電力センター所長 平成30年4月 当社電力事業本部長付 平成30年6月 当社取締役電力事業本部長 令和3年7月 当社取締役電力統括兼経営戦略室副室長 令和4年4月 当社取締役ビジネス統括本部長(現任)	1,000株
<p><候補者とした理由> 馬淵直樹氏は、当社の重要顧客である北海道電力株式会社の苫小牧統括電力センター所長等の要職を経て、平成30年6月より当社取締役に就任し、現在、取締役ビジネス統括本部長を務めております。電力関連工事事業における幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			
2	みや き いち ろう 宮 木 一 郎 (昭和42年2月26日)	平成2年4月 三菱電機株式会社入社 平成27年4月 同社四国支社ビルシステム部長 平成29年4月 同社九州支社ビルシステム部長 令和2年4月 同社北海道支社長(現任) 令和2年6月 当社取締役(現任)	0株
<p><候補者とした理由及び期待される役割の概要> 宮木一郎氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の北海道支社長を務めており、同社で培われた幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、特に企業経営、経営戦略等の経営全般に関する経験・知見を引き続き活かしていただけると期待しているため、社外取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	ひろ べ まさ ゆき 廣 部 眞 行 (昭和31年3月3日)	昭和57年4月 東京地方検察庁検事 昭和58年4月 函館地方検察庁検事 昭和60年4月 甲府地方検察庁検事 昭和62年4月 東京地方検察庁検事 平成元年4月 札幌地方検察庁検事 平成4年4月 千葉地方検察庁検事 平成5年4月 弁護士登録(馬場正昭法律事務所勤務) 平成6年4月 廣部眞行法律事務所開設 平成17年9月 廣部・八木法律事務所開設(現任) 平成28年5月 イオン北海道株式会社社外取締役(現任) 令和2年6月 当社取締役(現任)	0株
<p><候補者とした理由及び期待される役割の概要> 廣部眞行氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他社での社外取締役の経験をお持ちであり、特に法律の専門家として経営から独立した立場から当社の経営監督機能の強化及び経営の透明性の向上に引き続き活かしていただくと期待しているため、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は引き続き報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を遂行できるものと判断しております。</p>			
4	※ たか へし たつ お 高 橋 龍 夫 (昭和39年6月1日)	昭和63年4月 三菱電機株式会社入社 平成23年4月 同社本社電力システム部長 平成26年4月 同社本社首都圏統括部電力システム部長 平成27年4月 同社中部支社電力部長 平成29年4月 同社中部支社副支社長 平成30年4月 同社北海道支社長 平成30年6月 当社社外取締役 令和2年4月 多田電機株式会社取締役 令和4年4月 当社社長付(現任)	0株
<p><候補者とした理由> 高橋龍夫氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の北海道支社長等の要職を経て、令和2年4月より多田電機株式会社の取締役を歴任し、令和4年4月より当社社長付に就任しております。事業運営における幅広い知見や経営に関する豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
5	※ まつ した よし やす 松 下 義 保 (昭和36年5月6日)	昭和60年4月 三菱電機株式会社入社 平成26年4月 同社インフォメーションシステム統括事業部総務部長 平成31年4月 菱栄テクニカ株式会社取締役業務統括部長兼経営管理部長 令和4年4月 当社管理統括室長付(現任)	0株
<p><候補者とした理由></p> <p>松下義保氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社のインフォメーションシステム統括事業部総務部長等を経て、平成31年4月より菱栄テクニカ株式会社の取締役を歴任し、令和4年4月より当社管理統括室長付に就任しております。経営管理における幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
3. 宮木一郎、廣部眞行の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 宮木一郎、廣部眞行の両氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 宮木一郎氏は、三菱電機株式会社の業務執行者であり、当社は同社の持分法適用会社であります。
6. 当社は宮木一郎、廣部眞行の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 廣部眞行氏は、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 監査役1名選任の件

社外監査役西村 盛氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、長谷政記氏は西村 盛氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、監査役候補者の選任に当たっては、監査役会が選考に関与し、当社の監査役としての任を十分に期待できるものと判断しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
長谷政記 (昭和45年4月20日)	平成5年4月 三菱電機株式会社入社 令和2年4月 同社関係会社部経営企画担当部長(現任)	0株
<p><候補者とした理由> 長谷政記氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の関係会社部経営企画担当部長を務めており、同社で培われた幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、社外監査役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 長谷政記氏は新任の監査役候補者であります。
 2. 長谷政記氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 長谷政記氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 4. 長谷政記氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。長谷政記氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、令和2年6月25日開催の第70回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役 成田政敏氏の選任の効力が失効しますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、候補者 成田政敏氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
なり た まさ とし 成 田 政 敏 (昭和26年12月10日)	昭和45年4月 三菱電機株式会社入社 平成12年6月 当社監査役 平成14年6月 三菱電機株式会社東北支社総務部長 平成16年12月 同社北海道支社総務部長 平成21年4月 当社経営企画本部本部長付 平成21年6月 当社取締役経営企画本部長 平成22年6月 当社代表取締役常務経営企画本部長 平成26年4月 当社代表取締役常務経営企画本部長 兼産業機器システム事業本部長 平成27年6月 当社代表取締役常務経営企画本部長 平成28年6月 当社監査役 現在に至る	1,700株

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 成田政敏氏を監査役の補欠として選任する理由は、同氏は当社の監査役として監査業務に従事しており、その豊富な専門知識と経験を活かしていただくため補欠監査役として選任をお願いするものであります。
3. 成田政敏氏が就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。成田政敏氏が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会が監査法人銀河を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、また、同監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、適切性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地等は次のとおりであります。

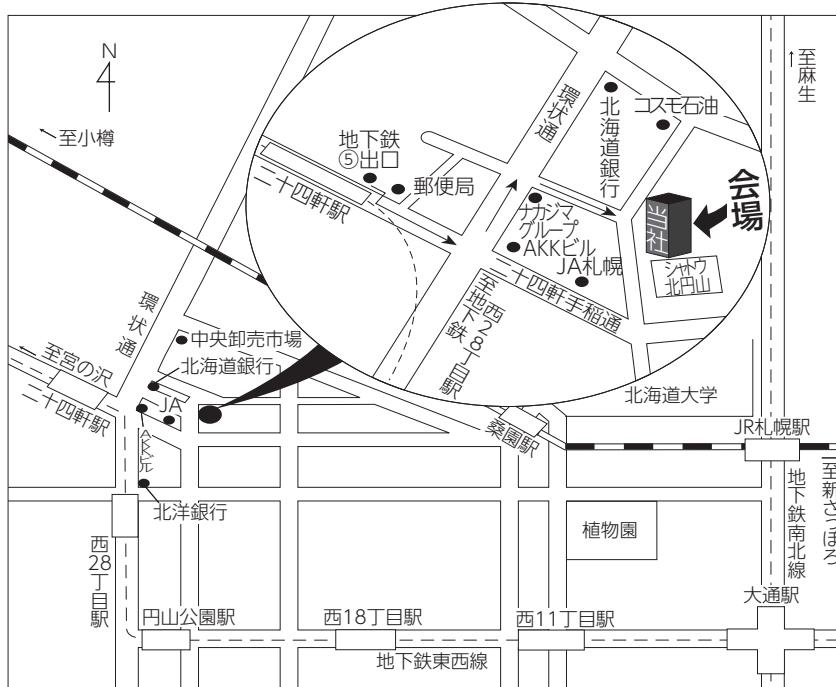
(令和4年4月1日現在)

①	名称	監査法人銀河
②	所在地	北海道札幌市中央区南一条西7丁目12番6号 パークアベニュービル6階
③	業務執行社員の氏名	木下 均、弓立 恵亮
④	日本公認会計士協会の上場会社 監査事務所登録制度における 登録状況	登録されております。
⑤	沿革	平成20年12月 設立 平成22年4月 日本公認会計士協会上場会社監査事務所名簿に 登録 平成24年3月 経済産業省北海道経済産業局より中小企業経営 力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認 定
⑥	組織概要	代表社員 9名 社員 2名 公認会計士 25名 その他 8名 計 44名 監査関与会社 31社

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社 本社 8階会議室
電話 011 (640) 2231



本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

交通機関

地下鉄東西線「二十四軒駅」下車 5番出口より徒歩5分

会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

